

日本労働年鑑 第26集 1954年版  
The Labour Year Book of Japan 1954

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第三章 日農(統一派)

第三節 全国大会以後

第六回大会後、日農統一派はただちに総選挙闘争に入ったが、二九名の推薦候補中、当選者は二名であった。その後一〇月一五、六両日常任委員会を開催、総選挙闘争についての自己批判をおこない(一)日農の大衆組織としての独自の活動が活潑でなかったこと、(二)不断の日常闘争の欠如、(三)統一行動の不十分なこと、(四)農民の窮乏は即日農への信頼となるという主観的態度、(五)農民の生活感情の理解の不十分などの諸点を反省し、つぎの声明を発した。

(声明要旨)

日農は第六回大会決定の新方針を実践し農民運動前進のために社、共、労統一候補と、全国二九名の推せん候補を決定して闘った。このうち山田(左社)小川(左社)の二名の当選をかちえただけで著しい不成績に終わった。われわれは今度の選挙が非常に困難な条件の中で闘われたことを認めるが、しかし農民が表明した現実の結果につき反省しなければならぬ。まず第一に大衆団体としての独自の選挙闘争が欠けていた。……日農が広く深く農民の中に根を下ろし、地道に農民と共に闘い厚い信頼をえていないに拘らず、農民の窮乏化がただちに日農への信頼になるとうぬぼれていた点が反省される。大衆路線を口にしながら農民の生活と感情を無視し、農村の古いしきたりから自ら闘うよりえらい人に信頼すれば議会で自分達の要求を実現してくれるという幻想を打ち破ることができなかった(後略)。

常任委員会ではなお、次の決定を行った。

- (一)一九五二年度運動方針の成文化
- (二)当面の活動対策
- (三)総本部の運営について
- (四)常東農民組合、福岡県連の問題について

日農統一派新潟県連は十一月一五日新潟市に於て第六回大会をひき新方針を決定した。これは日農第六回全国大会の決定した一般運動方針が、地方でどのように理解され具体化されているかを知る好資料であるからつぎにかかげる。

(日農新潟県連当面の活動方針)

過去一カ年に於ける我々の諸欠陥を克服し諸成果を生かし、新しい内外情勢に即応して今後農民運動を飛躍的に発展させるために我々は次のことを精力的に活動しなければならない。

(一)民族の独立、半封建制との闘い、独占資本との闘い、これらの三大綱領は闘いの中心的方向として守らなければならぬ。特にアメリカ帝国主義と内外反動勢力の農民に対する収奪と支配が極めて露骨になっている今日の情勢では農民大衆の要求もまた多種多様である。そのためにわれわれは戦線の統一を計り、労働者の協力を得て左の要求獲得のために闘う。

(1)国費、県費による土地改良、用排水事業の促進、亀田郷、西蒲原、北蒲原、新津郷、その他土地改良及用排水事業に対する長期低利融資と元利償還金の五カ年据置。

(2)市島、東北パルプ等を始め多くの私有林、国有林、県有林、遊林原野の解放、福島潟、鳥屋の潟、鎧潟等を国費で干拓しそれを土地を持たない農民、所有地の少ない農民に無償で分配せよ。

(3)信濃川、阿賀川の水系整理による河川敷地を土地を持たない農民、所有地の少ない農民に無償で与えよ。

(4)下山飛行場拡張及び一切の土地取上げ反対、高田予備隊の演習地は農民に返せ、小作地(採草地、薪炭林、宅地を含む)の完全解放、開墾地は農民の希望通りにせよ。

(5)米価は石一万三〇〇〇円にし農家保有料を六合にせよ実収に基く自主割当、転落農家に現物を補正せよ、強権供出反対。

(6)肥料代金の値上げ反対、農事用電力料金の引下げ。

(7)農協の民主化、増資反対、農林中央金庫の金は単位農協に返し、農民に大巾に貸出せ、町村及び農協の保証による営農資金の大巾融資。

(8)漁場を射撃場に使うな、出漁制限による損害は国費、県費で完全に補償せよ。

(9)沿岸漁場を働く漁民のものとし、漁民に資金と資材を与えよ、舵子に最低歩合を補償せよ。

(10)町村、漁協の保証による営漁資金の融資。

(11)農漁業を潰す重税反対、自主申告を認め、納められない者の滞納税金の棒引、裏作課税反対、貧乏人いじめの地方税均等割反対、固定資産税の減税、差押物件引上げ反対、税務官公吏は上官の命令で県民を苦しめるな。

(12)転落農民、開拓農民、零細農民、農村の二、三男に無担保で生活資金を与えよ。

(13)作男、作女の賃金を引上げ待遇をよくせよ。

(14)国民健康保険料は全額国庫負担にせよ。

(15)予備隊を廃止し、その金を営農資金に廻せ。

(16)市町村は予備隊募集に協力するな。

(17)戦争のために使う金を土地改良に廻せ、戦争に導く只見川発電反対、阿賀川の水位を下げ、信濃川を氾濫させる分水案反対。

(18)新潟港を軍港にするな、中国、朝鮮より大豆粕を輸入し、農民に分配せよ。

(19)農村の二、三男に予備隊より平和産業の職をよこせ。

(20)役場、農協、土地改良区等に巢喰うボス・地主勢力などの不正腐敗の摘発と民主化。

(21)青年、婦人に平和的、民族的文化と娯楽を与えよ。

(22)農民運動のための各種出版、言論集会、大衆行動の自由と官憲の妨害、弾圧反対。

(23)全駐留軍は即時かえれ、その基地は農民に返せ、徴兵反対、朝鮮戦争(日本人を出兵させる国連軍加盟)反対。

(二)われわれは以上の要求を中心に闘わなければならない。それにはアメリカ帝国主義者及び独占資本と結ぶ内外反動勢力、地主勢力の封建的支配搾取、並びに地主勢力の政治代表となりさがった旧日農幹部の裏切り者など、貧農を踏台とし、運動を妨害していることに明らかなる如く、農村に於ける半封建制と闘うことが基礎的な闘いである。

(1)供出の割当は割当が部落に下る迄は反対しているが、部落に下ると闘いはなされず、スグそのまま反別で平均割にされている。これは貧農を泣寝入りさせる手段であり、貧農いじめの割当である。これは農民の代表であるべき農業委員や農家組合長が貧農

の立場を忘れていた現れであり、総て反動政府の手先である地方末端機関を信頼し、地主、富農擁護の立場に立つものである。これらは地主、富農を擁護し、封建的支配と地主勢力を強化させることであり、内外反動勢力はこれを意図している。

このような封建的支配強化に対して貧農中心の自主供出の闘いを起し、中富農を巻き込み割当を受けた町村ボス、即ち半封建制度と闘わなければならない。

(2)貧農の借馬、借農機具などによる不当な手間替りや、これによる貸主に対する不平不満を云えない封建制を断ち切るために役牛馬、農機具の購入資金を即時大量に出させる。

(3)農道の修理、水路の改修掃除など村普請では三町歩を耕作している者も三反歩の耕作者も戸別的に一人二人と労働力をださせている。このことは、大耕作者たる地主、富農が貧農の労働力を搾取しているのであるから、労働力は反当割としなければならない。

(4)部落協議費などは内容を不明確にしているものが多く、その賦課も富農に軽く貧農に重くされている処が多い。且、その内容も冗費が多く甚だしいものは横領とみなされるようなものもある。これらに対して貧農は発言さえ出来ない状態におかれている。われわれはこれらの封建制を破る闘いをなし、精算委員会や協議費軽減委員会などを作って闘わなければならない。

(5)貧農の金詰りは非常にひどい。政府が農民を援助する政策だと云っている農業手形も貧農が借りるには五人以上の連帯でなければならず、またその額も少い。貧農が多くの金を借りるにはどうしても富農の保証、若しくは富農の顔でかりてもらわなければならない。そのために富農に又利子をとられたり貧農一家が常に富農一家に頭を下げていなければならないのである。

このような状態を打破るために貧農を中心に組織的に生活資金、営農資金貸出しの要求を農協にすると共に農協の不正をつき、農協の民主化を計り、半封建制との闘いに発展させひいては農協をして内外独占資本の手先機関たる農林中金と闘わなければならない。

(6)村、部落でも、原野、池沼、薪炭林は有り、これら部落共有地又は社寺の所有地として旧地主か富農ボスがこれを支配し、入札若しくは期限付きで耕作させ、それを部落費として使用している。これは貧農の日常生活に強くひびくものである。貧農のカヤブキ屋根はこの原野の茅にたよるものであるし、池沼の魚取りなどによって日常生活のたしにしているのだ。このことは小作制度の温存を計るため戦後マッカーサーが欺瞞的土地解放をしたからである。これらの原野池沼などは完全に貧農の個人名義に切りかえ、所有権、使用权を移さなければならない。そのために何々原野解放委員会、何々池沼解放委員会などを作り組織的な闘いをしなければならない。

(7)青年、婦人には平和を守るために宣伝活動を精力的に行い青年に銃をとらせず、婦人には、夫、恋人を侵略者アメリカのための弾よけにするなどの運動をおこさせるため、日農青年部、婦人部を作り、その組織を中核として青年婦人の自主的な行動をなさしめると共に、敵の宣伝雑誌である「家の光」をボイコットし「明るい生活」などが平和雑誌であるから、これらの読者拡大に努力することが必要であり、且重要である。

われわれは部落の封建闘争が決して貧農、地主富農だけの対立と考えてはならない。これはアメリカ帝国主義者と内外独占資本、官僚と結ぶ地主勢力が農村に根強く残っている封建的搾取を断ち切る闘いである。

(組織問題について)

(1) 県連書記局は執行委員長、副執行委員長、書記長、書記等は常勤し、各郡連支部の拡大強化、具体的条件に応じた明確な闘いの方針と計画を適切に指導すること。

(2) 各郡連支部の闘いを統一し、闘いと要求を他団体、未組織の農民に呼びかけ、日農がその中核となり、協議会及びその状況に応じた形で組織すること、特に主体性派との共同行動を不断に組んでゆき、これを統一の方向に発展させること。

(3) 新しい運動方針をもっとも有効かつ強力に実行するために何よりも緊急且不可欠のことは、万難を廃して今や弱体化している郡連、支部、班を新たなる構成をもって早急に再建し、拡大強化すること、しかも最も重要なことは各部落に散在している農民指導者、現在組合の幹部、古い組合運動の闘士、新しい若い農民運動者、農民運動をやる決意を有する者などに呼びかけこれらの者をもって日農の柱にとられずに組織してゆくこと

(4) 今迄日農は組合員一戸一名の形であったため、主として一家の親父だけの組合であった。この悪い習慣をとりのぞき、農村の婦人、長男、二、三男をして青年部、婦人部に結集して組織し、更に青年、婦人部が中心になって他の青年団、婦人会などの民主化を意識的に進め、徴兵反対の戦線拡大強化を闘いとることが大切である。

(5) 我々は政党支持自由の根本原則に基き、あくまで大衆団体としての自主性と独自の機能を発揮させるべきであり、我々の要求を各党に申入れ、これらの可否を農民大衆に知らせなければならない。

(6) 現在アメリカ帝国主義者、内外独占資本、官僚と結ぶ地主勢力による農民に対する収奪を喰いとめるため敵のあらゆる収奪機関へできるだけ多くの代表を送るべきである。これらの代表は、そのことを農民大衆にバクロ報告し、常に農民と共に彼等の収奪を喰いとめるように努力すること。

(7) 各地の労働者と常に交流し、労働者、農民は協力して、労農協議会を急速につくらなければならない。

(宣伝はどうするか)

(1) 農民新聞はわが農民戦線の統一に於ける唯一の機関紙であり大衆の要請を正しく反映させ、闘う農民の新聞であると共に労働者、農民の統一強化に極めて重要なものである。そのため農民新聞はただわれわれだけでなく、労働者未組織の農民にも読者を作り拡大に努力しなければならない。

(2) 各地の活動状況は県連情報で各地の要求と闘いを強力に反映させ、闘うための県連情報に発展させること。

(3) 婦人には「明るい生活」の読者を拡大し、農村に支配と搾取のない明るい村、明るい部落を作り、農村婦人解放のため常に宣伝啓蒙すること。

(4) 我々は平和運動を宣伝するための映画、講習会をできるだけ下部の農民に徹底させるため県連一カ所だけでなく各地区毎に行うよう努力すること。

(財政は日農拡大強化の基礎だ)

(1) 常任活動家と組織の拡大強化は組合費の納入によものである。これは活動家のみの金でなく、組合の活動費として認識し定期納入に努力しなければならない。

(2) 県連、郡連、支部、班に於て、財政を急速に確立すること、特に注意すべきことは、個人の負担によるものである。これは闘わない原因を作るばかりでなく、その負担者がボス化したり不正を働く危険性がある。

(3) 平和宣伝の映画、講演会、その他カンパなどにより、闘いを通じた財政を確立すること。以上の諸方針を実現するために我々は今や労働者と統一行動を発展させ、労働者階級の指導の下にその提携を固めなければならない時期に至っている。

これは労働者階級の思想変革の問題であると共に農民の思想変革の問題である。これに成功するならば労働者と農民の闘いがおどろくほど発展するばかりでなく、平和と愛国の統一戦線と国民大同団結は急速に拡大して、我が国での階級勢力のバランスを逆転させ、アメリカ帝国主義者とその売国勢力を圧倒するに至るであろう。

今こそ労働者、農民の同盟はそのカギである。

## 農林インターの書簡と日農

世界労連の一部門である農林労働者インターナショナルから日農宛書簡(後掲)が到着、明年六月の国際会議への代表招請を申入れ、また日本の農林労働者の状態を報告するよう要請してきたもので、一一月一四日日農、全農林、世界労連日本連絡事務局関係者が集って第一回協議会を開催した。そこではローマのインター本部と定期的に通信することが決定されたが、同月二二日の第二回協議会では、農民、農林業労働者に関する日農の状態報告議案を中心に討議し、各団体で、闘争の実情を反映させて状態を把握すること等を申合せた。

国際農林業労働組合より日本農民組合総本部宛手紙  
一九五二年六月四日

同志の皆さん

我々は一九五二年六月二五日の国際平和デーの組織のために世界労連から出されたアピールをここに同封します。世界労連は新聞、色々の組合機関紙、リーフレット、ラジオ、組合機関紙、民主新聞等を利用してこのアピールを出来るだけ普及させることを各組合に呼びかけています。

又すべての組織が、集会が、会議、屋外集会等を召集して平和擁護の決議をとることを呼びかけています。この場合我々の組合には各地の大衆を動員する大きな仕事があります。我々は我々の組合に参加していると否とを問わず全ての農林労働組合が国際平和デーを成功させるために共闘する事を呼びかける。我々はこの仕事をやっていくためにここに若干の助言を致します。各組合は各地の条件と可能性にもとづきこの助言を採用してほしい。

### (1) 労働者の集會

農林業労働者(労働者及農民)の状況、労働条件、又密集していないために、多数の労働者を集める集会を組織することは必ずしも出来る事でない。大集会の代りに恐らく仕事場で或いは労働者の集まる場所で多くの集会を持つ事が必要であろう。

### (2) 共同集會

基本的な点は我が組合員であろうとなかろうと出来るだけ多くの労働者を参加させる事である。我々の組合に加入していない組織を平和擁護デーの祝典に参加する様招待することもよかろう。六月二五日のための準備行動についていえば、全然返事もしないし又否決してくるような組織の指導にまかして返事をまつだけであってはならない。労働者の要求に平和の問題を結びつけて大衆の間に下部で直ちに行動が開始されねばならぬ。農業労働者を動員するために各組織がつかうスローガンは次の通りでる。

農林業、日傭労働者  
賃金引上！労働時間の制限！完全な社会保障制度の獲得！仕事の継続期間の保証！あなたと家族の生活守れ！平和ヨーゴの為に団結せよ！

耕作農民

有害な再軍備政府の実施反対！重税反対！産業独占によるおしつけ買いたたき搾取反対！生産物の防衛！工業生産物の価格引下げ！戦争反対のために団結せよ！

農林業労働者

平和擁護のために共同闘争せよ！朝鮮戦争をやめろ！朝鮮から外国軍隊は撤退せよ！大量破壊兵器の禁止と朝鮮中国に於て細菌兵器を使用した犯罪人を直ちに裁判に付せ！

(3)平和委員会の強化

六月二五日の準備の中で平和擁護委員会を各農場、村で作り強化する事

(4)とおった決議の利用

決議をとるだけでは充分でない。特に決議は(労働者の代表によって決議を手渡すとか郵便で送るとか等の)全国各地の条件に最も適当な方法で自国政府、又国連加盟国の代表に知られるようにしなければならぬ。労働組合の機関紙、民主的新聞等で報道し、会議のニュースを印刷し、決議の内容をプリントする等なされねばならぬ。これらは一般的指示であります。組織によってなされた行動は上に指摘したものに止るべきではない。労働者の意見と意思を拡げて行くために個人は或いは集团的にデモが主唱された場合はそれを拒絶してはならない(職人、小商人等)。農村人口の他の層をデモにつれて行く様出来るだけ努力させる必要がある。各組織は平和デモの組織について色々創意された事について出合わした困難な事についての簡単な報告を送ってほしい。

我々は貴方がたの仕事の成功を祈っております。そして温い挨拶を送ります。

国際農林業労働組合書記局

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

\*\*\*\*年\*\*月\*\*日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---